

## 中小企業競争力強化促進事業の見直し方向性（議論のたたき台） （ご意見をいただきたい事項）

### 1. 事業内容（全般）

#### （1）企業の人手不足に対応する省力化や生産性向上のための支援事業

対応方向案：①省力化や生産性向上に資する製品やサービスの開発に対して、支援の強化を検討すべきではないか？  
②省力化や生産性向上に資する機械やシステムの導入に対して、新たに支援を検討すべきではないか？

##### 現行の対応等

- ①省力化機械の開発等については、現行では、自動車や食産業向け生産機械のみ特定産業分野枠で対応。
- ②省力化機械等の導入経費は対象外。
- ③長崎県では、省力化への支援として、工場レイアウト変更に係る経費や生産管理システム導入等に対する補助を行っている。

#### （2）企業の人手不足に対応する人材確保のための支援事業

対応方向案：人材確保のための支援の強化を検討すべきではないか？

##### 現行の対応等

- ①道では、産業振興条例以外の事業で、UI ターン人材の確保に向けて、試用期間中の給与や人材紹介手数料等の経費の一部を補助（補助率「1/2」、補助上限額「150万円」）。
- ②青森県では、人材リクルート経費など新たに外部人材を確保するための経費に対して補助を行っている。

#### （3）成長発展分野（=特定産業分野）における対象業種等の見直し

対応方向案：特定産業分野枠の対象業種・分野について、環境変化にあわせて、見直しをすべきではないか？

##### 【例】・健康・長寿分野

- ・第4次産業革命に該当する分野（IoT、ビックデータ、AI等）
- ・省力化・生産性向上分野（産業は問わない、上記（1）の①の再掲）

##### 現行の対応等

- ①道では、特定産業分野として、現在、「加工組立型工業」、「基盤技術産業」、「食関連産業」、「環境エネルギー産業」の4分野を対象。
- ②他県では、上記に加え、「健康長寿分野」を対象にしているところが多い。

#### (4) 機械設備導入に係る経費を補助対象化

対応方向案：「産学連携等研究開発支援事業」、「市場対応型製品開発支援事業」で補助対象としている機械装置費は、試作用機械設備であるが、市場導入までの支援を踏まえると、製造段階の機械まで範囲を広げたらどうか？ ただし、企業立地促進費補助金と同じ対象経費となっているため整理が必要。

##### 現行の対応等

- ①ものづくり補助金では、生産性の向上のための機械装置等を対象としている。
- ②高知県では、設備導入事業をメニュー化（補助率1/2以内、補助上限額300万円）。
- ③大型の設備案件は、企業立地促進費補助金で対応。

#### (5) 人件費を補助対象化

対応方向案：「研究開発」、「製品開発」支援事業において、人件費を補助対象経費とすべきではないか？

##### 現行の対応等

- ①道事業の「産学連携等研究開発支援事業」では、研究開発に従事する従業員等の人件費を補助対象としているものの、「市場対応型製品開発支援事業」で補助対象としている人件費は「新規雇用のシステムエンジニア等」に限定しており、IT関連企業から利用しづらいとの声がある。
- ②他府県の研究開発・製品開発に対する支援事業では、道と同様に人件費を補助対象経費としている県が多い。

#### (6) 補助率・補助上限額の引き上げ

対応方向案：予算の範囲内で、補助上限額を引き上げ、大型案件に絞った支援をすべきか、補助上限額を引き下げ、条件に合致する事業を多く支援すべきか議論が必要ではないか？（道の事業全体の中で整理が必要）

##### 現行の対応等

- ①他府県の支援事業では、補助率「1/2」が多数。
- ②道事業の「マーケティング支援事業」「産学連携等研究開発支援事業」では、過去実績で補助上限額の半額で利用されている状況。

## 2. 個別事業の改善

### (1) 利用が低調なアドバイザー等招へい支援事業への対応

対応方向案：利用条件（指導日数11日以上かつ1回の利用が指導日2日以上）を緩和したらどうか？

#### 現行の対応等

- ①これまで、ISO取得やカイゼン導入の活用が多かったものの、ISO取得は利用が一段落し、この結果、全体の利用状況も減少傾向にある。
- ②企業における短期間でのアドバイザー活用については、ニーズは上がっている。

### (2) 利用が低調な産業人材育成支援事業への対応（人手不足への対応）

対応方向案：次のとおり検討したらどうか？

#### 【例】

- ①利用条件 派遣期間30日以上への緩和
- ②派遣先の研修機関 公益法人のみが対象となっている派遣先の研修機関に第三セクターや民間の研修機関を追加（語学研修等を対象とすることが可能）
- ③自社研修 自社で行う研修に必要な経費を補助対象化

#### 現行の対応等

- ①道事業の「産業人材育成支援事業」では、先進企業、研修機関、専門大学院、社会人を対象とした大学院等への従業員等の派遣を支援。
- ②人材育成の補助事業は、全国的に少ない現状にあるが、他府県では、グローバル人材育成を図るための語学研修費や企業が自社で行う外部への研修委託費を対象としている事例がある。

### (3) マーケティング支援事業における補助対象経費の追加

対応方向案：海外展開支援のため、通訳料やハラル認証など海外認証取得経費を補助対象経費としてはどうか？

#### 他府県の状況

他府県の販路拡大に対する支援事業では、海外販路拡大支援として、通訳料や海外認証取得経費を補助対象にしている事例がある。

### 3. 事業周知等その他

#### (1) 事業の周知不足

- 対応方向案：①現行の対応のほか、金融相談会や国の中小企業施策説明会などあらゆる機会を活用し、積極的に制度をPRしてはどうか？  
②ものづくり補助金の周知方法を参考に、金融機関や産業支援機関など認定支援機関（北海道中小企業総合支援センターを除く）に対し制度の周知について協力を依頼してはどうか？

##### 現行の対応等

- ①事業の周知は、ホームページ、チラシ、メルマガ、DMで対応。
- ②ものづくり補助金の周知方法は、事務局による公募説明会の開催、国・事務局ホームページ、認定支援機関の紹介となっている。

#### (2) 計画的な申請期間の設定の可否

- 対応方向案：計画的に公募時期を設定してはどうか？

##### 現行の対応等

- 年1回の募集を基本に、予算の執行状況等を踏まえ、二次募集・三次募集を実施（ものづくり補助金や他府県の公募事業でも原則、同様の対応としている事例あり）。

#### (3) 年度をまたぐ事業期間の設定

- 対応方向案：「マーケティング支援事業」について、前年度に、展示会等に係る出展申込み（出展料前払い）をしなければならないなど、事情やむを得ないものについては、補助対象経費として認めてはどうか？

##### 現行の対応等

- 道事業は、会計法及び地方自治法の規定により、年度単位で歳出を終了させる必要があり、年度をまたぐ事業期間の設定は困難（他府県の公募事業でも同様の対応）。

#### (4) 企業が相談できる窓口の設置・申請書類など企業負担の軽減

- 対応方向案：相談窓口として、指定事業者である北海道中小企業総合支援センターが企業の相談に対応しており、その周知を強化してはどうか？

##### ものづくり補助金・他府県の状況

- ①ものづくり補助金では各種相談は事務局のほか、認定支援機関が実施。
- ②他府県は、道と同様、指定事業者が対応。
- ③申請書類・提出書類は他府県と比べ同等の水準。